

会 則

第 1 章 総 則

第 1 条

(名称)

本会は、関西ゴルフ倶楽部（以下「本倶楽部」という。）と称する。

第 2 条

(目的)

本倶楽部は、株式会社関西ゴルフ倶楽部（以下「会社」という。）が、兵庫県三木市吉川町内に所有するゴルフ場及びその付属施設（以下「本施設」という。）を利用し、健全なゴルフの普及発展に努めると共に、プレーヤーの体力向上、健康の増進を図り、会員相互の親睦に資することを目的とする。

第 3 条

(所在地)

本倶楽部の事務所は、ゴルフ場のクラブハウス内に設置する。

第 2 章 会 員

第 4 条

(種類)

1.本倶楽部は、次の会員を以って組織する。

- ① 特別会員 20名 以内
- ② 正会員 (個人・法人) 1,800名 以内
- ③ 平日会員 (個人・法人) 500名 以内

会員の権利及び義務は本会則に定めるものの他は、細則に定めるところによる。

- 2.特別会員とは、会社の取締役会及び本倶楽部の理事会（以下「理事会」という。）において承認された者とする。特別会員は一身専属の資格とし、譲渡・相続は認めない。特別会員として承認された理由が消滅したときは、会員資格を喪失する。
- 3.正会員、及び平日会員は、会社が規定する所定の手続きにより、会社の入会審査及び理事会の承認を受け、会社が定める所定の株式を取得することにより、その資格を取得した者とする。

第 5 条

(権利)

会員は次に定める権利を有する。

- ①特別会員及び正会員は、会員として本施設を、会社が別に定める休業日を除く全ての日の営業時間内に所定の条件で利用することができる。
- ②平日会員は、会員として本施設を、土・日並びに会社が別に定める休業日を除く営業時間内に所定の条件で利用することができる。
- ③本倶楽部主催の競技会、その他の行事に所定の条件で参加することができる。
- ④本倶楽部のハンディキャップの査定を受けることができる。
- ⑤ゲストを同伴又は紹介することができる。

第 6 条

(義務)

会員は次に定める義務を負う。

- ①会員は、本会則及びその他本倶楽部諸規定を誠実に遵守し、理事会、各種委員会及び会社が決定した事項に従わなければならない。
- ②会員は、第三者に会員名義を貸与してはならない。
- ③会員は、本倶楽部若しくは会社の名誉・信用・品位を毀損するような行為、本倶楽部の秩序を乱すような行為及び本倶楽部及び会社の不利益となる行為をしてはならない。
- ④会員は、ゲストとして暴力団関係者及び反社会的団体に所属している者、及び刺青がある者を同伴又は紹介してはならない。
- ⑤会員は、同伴又は紹介したゲストの行為及び諸支払いについてその責任を負わなければならない。
- ⑥会員は、会社が別に定める年会費及び本倶楽部の利用に伴う諸費用（以下「年会費等」という。）を納入しなければならない。但し、会社は、特別会員については、その納入義務を免除することができる。

第 3 章 入会及び退会

第 7 条

(入会手続)

- 1.本倶楽部に入会しようとする者は、所定の入会申込書を必要書類と共に提出し、会社の入会審査及び理事会の入会の承認を得た後、所定の期日までに所定の入会時費用、及び会社が定める株式を取得しなければならない。
- 2.法人会員は、その指名する者1名を会員として本倶楽部に登録するものとして（以下「法人登録者」という。）、法人登録者のみが本会則第5条の権利を有し、又本会則第6条の義務を負うものとする。
- 3.第2項に定める登録者の行為は、指名した法人が全ての責任を負うものとする。
- 4.入会資格審査については、会社の審査手続きに基づいて行う。特に暴力団その他これに類する反社会的集団の構成員、又はこれらの関係者、刺青がある者、及び本クラブの秩序を乱す恐れのあるものは、入会を認めない。入会審査の適否の理由は開示しない。又入会を拒否された場合は、これに対する異議申立てをすることはできない。

第 8 条

(登録者の変更)

法人登録者の変更については、会社の入会審査及び理事会の承認を得た後、所定の名義書換料を納入しなければならない。

第 9 条

(入会時費用及び会員費用)

入会金・名義書換料等の入会時費用、年会費、ゴルフ場利用料金及びその他費用は、会社がこれを定める。納入後は理由の如何を問わず返還しない。

第 10 条

(資格喪失)

会員は、次の各号の一に該当した場合、その資格を失い本倶楽部を退会する。

- ①会員たる地位の譲渡
- ②自主退会
- ③除名
- ④死亡又は会員たる法人の解散
- ⑤特別会員としての承認の理由が消滅したとき
- ⑥その他会社および理事会において必要と認めるとき

第 11 条

(資格停止・除名)

会員が次の各号の一に該当する場合は理事会の決議により、その状況に応じ除名、退会勧告若しくは一定期間その資格の停止処分をすることができる。

- ①暴力団その他これに類する反社会的集団の構成員又はこれらの関係者、及び刺青があることが判明したとき、若しくはこれらの者と知りながらゲストとして紹介したとき
- ②本倶楽部の名誉、信用、品位を毀損し、又は秩序とエチケットを乱す等、本倶楽部会員としての品位を汚損する行為のあった場合
- ③本会則又は本倶楽部の諸規定に違反した場合
- ④年会費その他の本倶楽部に対する債務の支払を請求の日から起算して3ヶ月以上滞納した場合
- ⑤本倶楽部入会前後を通じて、本倶楽部又は会社に対する申告・届出に虚偽があることが判明した場合
- ⑥その他理事会及び会社において処分が妥当と認められる行為があった場合

第 12 条

(株式の譲渡制限)

株主は会社の株式を会社の許可を得ないで他に譲渡・質入・その他一切の処分をしてはならない。

第 13 条

(会員たる地位の譲渡)

1. 会員は、予め理事会の承認を得、会社が認めた場合は、株式と共に会員たる地位を他の者に譲渡できる。
2. 会社の承認を得て株式を譲り受け入会を希望する者は、譲渡人の譲渡申請書及び入会申込書を提出し、理事会にて入会審査を受け承認を得た後、名義書換料を会社に支払い、譲渡人の権利義務のすべてを継承する。
3. 会社は、会員募集の妨げとなる恐れ、その他特別の理由がある場合、理事会の承認を得て一定期間譲渡を禁止（制限）することができる。なお、譲渡禁止の解除は、会社がこれを行うことができる。

第 14 条

(相続)

個人会員が死亡したときは、相続人は1名に限り、株式と共に会員登録された資格を継承することができる。この場合相続人は、第7条に従い入会手続きをなし、会社の定める名義書換料を会社に支払い、死亡した株主の権利義務を全て継承する。

第 15 条

(退会手続)

会員が任意退会するときは、理事会及び会社に所定の手続きによる届出をなすものとする。

第 4 章 倶楽部役員及び理事会、委員会

第 16 条

(役員の種類)

本倶楽部に次の役員を置く。

- ① 理事長 1名
- ② 常務理事 1名
- ③ 理事 若干名
- ④ 監事 若干名

但し、必要のある場合、会社は理事会の承認を得て、その他の理事を置くことができる。

第 17 条

(選任及び任期)

1. 役員は、会社がこれを委嘱する。その任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでその職務を継続して行う。

第 18 条

(職務)

1. 理事長は倶楽部を代表して理事会を主宰し会務を統括する。
2. 常務理事は理事長を補佐し、理事長に支障ある場合は、その職務を代行すると共に業務の執行にあたる。
3. 監事は本倶楽部の会務を監査する。

第 19 条

(理事会)

1. 理事会は、理事長が必要に応じ招集し、理事長は議長になる。
2. 理事会は、次の条項を審議決定する。
 - ① 本会則の改定
 - ② 本会則上理事会の承認事項とされる事項
 - ③ 本倶楽部の組織・運営に関するその他重要事項
3. 理事会の決議は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。但し、理事会に出席しない理事は、委任状により、他の出席理事又は代理出席者に議決権を代理行使させることができる。

第 20 条

(委員会)

1. 理事会は本倶楽部の運営を円滑にするため、以下の委員会を置くことができる。
 - ① コンペティション委員会
 - ② ハンディキャップ委員会
 - ③ フェローシップ委員会
 - ④ コース委員会
2. 委員会の委員長・副委員長及び委員は、理事会が会員の中から選任し、委嘱する。
3. 委員長・副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第 21 条

(名誉職)

役員及び委員は全て名誉職とし、報酬は受けない。但し、職務のために要した費用は会社の負担とする。

第 5 章 会 計

第 22 条

(会計処理)

本倶楽部の会計は、会社がこれを行い、本倶楽部の収入、支出、資産並びに負債は、全て会社に帰属するものとする。

第 6 章 付 則

第 23 条

(会則の改廃)

本会則の改廃は、会社が理事会の承認を得て行う。本会則を改廃した場合は、改廃前に入会した会員にも適用する。

第 24 条

(事業の廃止)

会社は、やむを得ざる事情が発生した場合、株主総会の決議、及び理事会の決議を得た上で、本事業を廃止することができる。

第 25 条

(細則)

本会則に付随する細則は、会社が別に定める。

第 26 条

(疑義の解釈)

本倶楽部会則の解釈に疑義が生じた場合には理事会の解釈によっておこなう。

昭和62年10月2日 制定
平成2年7月26日 改定
平成4年5月14日 改定
平成12年5月22日 改定
平成13年5月18日 改定
平成18年5月17日 改定
平成19年5月21日 改定
平成23年5月25日 改定
平成24年1月25日 改定